

## 所謂「滿蒙懸案交渉」と張作霖の対応

李 明

## 一 はじめに

日露戦争後、一九〇五年（明治三十八年）九月五日に調印されたポーツマス講和条約において、ロシアから日本に譲渡された遼東租借地、長春・旅順間鉄道等に関する諸権益は、「清国政府の承諾」<sup>(1)</sup>を必要条件とする<sup>(2)</sup>と規定された。日本政府は「清国政府の承諾」を得るために、「遼東租借地及滿州鉄道は現在の儘之に占拠する」べきの方針を決定した。その後の北京交渉の結果、「日清滿州に関する条約」が結ばれ、ロシアから譲渡された権益の承認をとりつけることができた。

この基本条約のほか、「附属協定」・「滿州に関する日清条

約附属取極<sup>(3)</sup>」等があった。附属協定では、十六都市を外国人の通商居住に開放すること（第一條）、日本国軍隊駐屯地界より二十清里以内に進入することを禁止（第三條）、安奉線軍用鉄道を商工業用に改築して経営する権利（第六條）、南滿鐵道と清国鐵道との接続業務規定（第七條）、安東県並奉天府各地方の日本居留地の画定方法を日清兩國官吏が別に協議決定すること（第九條）、鴨綠江右岸に日清合弁材木会社を設立すること（第十條）等が締結された。

さらに、「滿州に関する日清条約附属取極」では、南滿州鐵道併行線の敷設禁止（第三項）、吉林地方で外国人に鐵道敷設権を与えたり、外国人と共同で鐵道を敷設しないこと（第一項）、奉天・新民屯間鐵道の遼河以東の分に要する改築資金は日本から半額の借款をすること（第二項）、などの条項

がふくまれていた。

また、附属協定・附属取極にもとづいて、「新奉及吉長鐵道に関する協約」<sup>(4)</sup>(一九〇七)、安奉鐵道に関する覚書<sup>(5)</sup>(一九〇九)、間島に関する日清協約<sup>(6)</sup>(一九〇九)、滿州五案件に関する日清協約<sup>(7)</sup>(一九〇九)、等が結ばれた。とくに、日本政府は滿州五案件に関する日清協約では、新民主法庫門間の鐵道敷設権、撫順及煙台の採掘権を新たに獲得した。

およそこうした状況のなかで、一九一一年一〇月に勃発した辛亥革命は、滿清王朝の打倒は果したが、強固な革命政權を樹立するには至らなかった。中央政府の政權をめぐって、袁世凱等の北方軍閥ならびに孫文の南方革命派が長く相争ったため、中国の政治は南北分裂の状態に陥った。このように革命後の中国では、軍閥派と革命派の闘争がくりかえされてきた。

この両派が相争っているあいだに、張作霖は革命と戦争の隙間から東三省を統合して独自の覇権地盤を樹立したのである。

当時、諸外国とくに日本政府は常に北京政府を交渉対象とし、これを是認していた。しかし軍閥派に握られた北京政府は、現実には何ら政治的機能を果さず、中・日間の諸条約お

よび諸協定の完全実施も思うような進行をみなかった。

また、広東革命政府も、北京政府の外交交渉については、対立の関係上、ほとんど関与出来ず、「諸外国も革命派を觀望しながら、実質の外交交渉を避けていた」<sup>(8)</sup>。

一方、張作霖は東三省に自治政府の状態を保っており、中・日間の滿州に関する諸条約・協定の実施には、彼の一举一動が解決の鍵になっていた。

一九一五年に日本は、第一次世界大戦参戦による、山東省ドイツ權益地帯占領という千載一遇の機会を利用して、多年の滿蒙懸案を一举に解決せんと目的で、「對華二十一カ条要求」を提出した。これに対して張作霖は袁世凱大總統に「斷固主戦の立場を通電し排日的態度を表明」<sup>(9)</sup>した。以来、東三省において日本帝國主義が侵略により得た各種の条約および協定上の諸權益に対し、張作霖は漸次否認する意向を示す。すなわち、彼一流の「有耶無耶の抵抗態度」を示して、日本帝國主義がそれを完全実施することは不可能になったのである。

くりかえして言えば、日本は滿蒙を特殊地域として、中国本土から切り離すことを試み、その手段として張作霖を支援して利用しようとした。しかし、彼は日本の思わくとはまっ

たく異なった姿勢をとって対処した。これこそ本稿で述べようとする「有耶無耶の抵抗の態度」なのである。

張作霖に関する伝説と論文は数多く刊行され、それぞれ特長をもち、教えられることが多い。しかし、それらの大部分は張作霖を「革命的な軍閥」・「日本の傀儡」と位置づけるのみであり、筆者がいだく張作霖像とは些か異なっている。とくに「有耶無耶」という外交戦略を駆使して日本の「無理矢理」の「かえり見ず」の強引な態度に抵抗したという側面が印象的であった。

小稿は、張作霖が日本帝国主義の侵略に対したとった抵抗行動という、従来未検討の分野を正面に据えて、彼の演じた抵抗行動の一端を明かにしようとするものである。

## 二 満蒙権益の設定と張作霖の支援

日本は日露戦争の勝利で朝鮮を保護国化し、遼東租借地、東清鉄道南部線（長春―旅順間）の鉄道権益を獲得した。これにより日本が一貫して追求した大陸政策の基盤が形成されたのである。一九〇五年十月二十七日の閣議では、「満州の一部は帝国の勢力範囲に帰することとなれり。故に帝国に於

ては此勢力を維持確立するを要する」と決定された。<sup>(10)</sup> こうした満州地域に特殊権益をもつとの基本的見解は明治政府の指導者にとり一致したものであった。その後、日本の満州経営は排他的支配政策をすすめるのが基本的な方向であった。一九〇八年に政府はさらにその態度を明確化した。九月二十五日の閣議で決定した方針は「帝国が現に満州に於て有する地歩は容易に之を抛擲すべきものならざるを以て永く現在の状態を将来に持続するの策も亦今日に於て之を講ぜざるべからず」であった。

しかし、一九一〇年代になると、東アジア及び世界の情勢が大きく変化する。即ち一一年の中国の辛亥革命による清朝体制の崩壊であり、一四年の第一次世界大戦の勃発であり、さらに一七年のロシア革命の成功である。

大戦中に、日本は「大正時代の天佑」として、欧米列強の目がヨーロッパに集中し、真空となった中国を、この千載一遇の機に乗じて中国に対する日本の地位強化、満州の諸権益の永久化を試みようとした。満州におけるロシアから移譲された権益は、関東州の租借地が一九二二年に期限切れとなることになっており、また東清鉄道南部線、即ち南滿線鉄道権益が一九四〇年に満期となり、安奉線も一九二三年に期限が

切れることになっていった。この点に関して、池井は、「日本政府はこれらを中国に返還する、或は中国の買い戻しに応ずる意図は毛頭なく、これらの利権を定着させたいと考えていた。さらに、日本は、ドイツに対する参戦によって山東省ドイツが有していた権益をすべて接収していた。このようにして満州の権益と山東省の権益の双方を定着させることが必要となっていたのである。」<sup>(12)</sup>と指摘している。その具体的手段として日本は、一五年一月に、所謂「对华二十一ヶ条要求」を北京政府の外交部を経ず、直接袁世凱に提出した。

二十一ヶ条要求に基づいて締結された日中間の条約は、結果からみれば、日本の目的としていた懸案を一括解決したにすぎなかったが、その過程において列国の猜疑心を招き、中国国民心をあげて反日の方向に向わせたことは、以後の日中間の交渉に大きな影響を与えたのである。

とくに、一九一九年のパリ講和会議に於ては、山東問題をめぐって、中国ナショナリズムの激しい抵抗を引き起こした。所謂「五・四運動」が中国全土に展開されたのである。

一九二〇年代に入ると、中国をめぐる国際関係がもっとも激化した。二二年二月のワシントン会議は、「中国の主権、独立、ならびに領土的行政的保全を尊重すること及び門戸開

放原則」の四原則を基礎とする「九ヶ国条約」<sup>(13)</sup>を締結した。この条約によって、大戦中に日本が獲得した山東省・滿蒙の特殊権益や独占的・排他的地位は制約された。ワシントン会議によって形成された国際秩序、すなわちワシントン体制の枠の中で、実質的な滿蒙特殊権益の維持・拡大が、重大な段階をむかえたのである。

パリ講和会議において、中国政府は不平等条約廃棄と山東条項に対する留保を要求したが、それを受入れられなかったため、講和条約の調印式に欠席した。山東問題はそのままワシントン会議に持ち越された。

日本政府は滿蒙の実権の掌握と特殊権益の維持に腐心した。東三省の実力者張作霖をいかに扶助するかが当面の問題であった。一九二二年五月十七日の「張作霖に対する態度に関する閣議」では、「帝国が張を援助するの主旨は張個人に対するに非ずして、滿蒙の実権を掌握せる彼を援助して以て、滿蒙に対する我が特殊の位置を確実にするにあり」<sup>(14)</sup>、と述べている。即ち、滿蒙における実力者の張作霖を援助することは日本の利益のためであった。また「東支鉄道問題・滿蒙政策、朝鮮統制並に治安の維持及露支・日露国境地方の防備等に関し日支間に協定施設すべきこと頗る多く、而かも支那側

当面の相手は張にあること<sup>(15)</sup>とあり、張作霖を当面の相手として  
している点は注目すべきである。さらに「東支鉄道に関する  
帝国の方針確せば、之が達成を期するに当っては張作霖との  
了解に俟たざるべからざるもの極めて多し<sup>(16)</sup>」、とあり、即ち  
張作霖の了解と協力が必要であることを強調している。張作  
霖は交渉の相手であり、援助の対象であり、彼の協力がなけ  
れば滿蒙問題の解決は困難なのであった。張作霖を抱込み、  
滿蒙問題の解決をはかるといふ構想から、当時の日本政府の  
侵略政策の一端を窺うことが出来る。

一九二四年五月、清浦内閣の外務・陸軍・海軍・大蔵四省  
は、「対支政策綱領」の協定を結んだ。日本政府は南滿州に  
日本の地歩を確保するに努め、同時に北滿州方面にも進出し  
ようと策した。その根本の対策は「滿蒙は我領土と境を接  
し、国防及国民生存上支那の他地方に比し一層深甚且特異の  
關係に在るに顧み、此際特に該地域に於て我地歩の確保及伸  
展を図り、殊に従来我施設の乏しかりし北滿方面に向て新に  
進路を開拓するの方針を取り、此の見地よりして、……現下  
東三省の実権者たる張作霖に対しては既定の方針に従ひ、引  
続好意的援助を与え且つ其の地位を擁護すること<sup>(17)</sup>」とあり、  
張作霖に対して好意的な援助をし、擁護することで、南滿州

における日本利益の確保だけでなく、北滿州方面にも進路を  
開拓する意向を示している。

以上、日本政府が、滿蒙の權益を張作霖の諒解と協力のも  
とに維持・確保しようとする意図が知られるが、一方、当時  
の張作霖の対日外交態度はどのようであっただろうか。以下  
それについて述べたい。

### 三 張作霖の対日態度

一九一一年十月十日、所謂「辛亥革命」が勃発した。一九  
一二年一月一日、孫文を臨時大總統とする南京臨時政府が成  
立した。二月十二日に、清帝宣統はついに退位する旨の上諭  
を發布し、袁世凱に全権を託し共和政府を組織させることにな  
った。九月、袁世凱大總統によって張作霖の奉天前路及び  
中路巡防隊は陸軍第二十七師に改編され、張作霖は陸軍中將  
師長に任命された。張作霖は三十七歳の壮年であった。その  
後袁世凱は張作霖を籠絡するため、一九一六年四月二十二日  
に張作霖を盛武將軍に特任し、二十三日にさらに督理奉天軍  
務兼奉天巡按使に任じた。六月六日、袁世凱は病死し、六月  
七日、黎元洪が大總統に就任し、段祺瑞は國務總理になり、

北京政府は將軍を督軍に、巡按使を省長に改め、七月六日に張作霖は奉天督軍兼奉天省長に改任された。更に一九一八年九月七日東三省巡閱使に任ぜられる。東三省の軍政の大権は張作霖に完全に掌握され、ここに奉天派軍閥が誕生するのである。以来、「張作霖は十年余り東三省を支配したのである」<sup>(18)</sup>。

張作霖は、東三省が正式に政治舞台の上に登場したことによって、彼自身が日露兩大國と折衝にあたらざるを得なくなつた。

張作霖の対日外交の基本態度を一言で表現すれば、おごらず卑屈にならないことであり、小事における譲歩は認めるものの、大局においてはひかぬという基本方針であつた。國際知識が乏しい張作霖にとっては、中・日の外交關係は弱者と強者の關係としてとらえられる。弱者は強者に屈従することは自滅であり、故に張作霖は日本に対して終始一貫した柔軟的態度をとつていた。

早期の張作霖の伝記を書いた園田一龜は次のように指摘している。「張作霖としては、その根拠地を日本の勢力範圍である滿州に有せる關係上、内心日本を好むにせよ、好まぬにせよ、滿蒙に於ては一切日本を除外し、日本を無視しては何

事も出来ない事を承知している。……張作霖が東三省に於ける交渉事件に就て事苟も日本との國交に關するものは公平に処理し、日本側の好感を毀損させないように努むる所以は職として此の意思に基く<sup>(19)</sup>。これは張作霖が親日論者なる所以を説明するものである。しかし彼の親日が無条件の親日と言えるかについて園田はさらに次のように述べている。「張作霖の腹中を赤裸裸に解剖すれば其親日論が純一無雜のものではなく、勘定高い張作霖が利害の打算より來れる綿入の親日論である事は無論だ」<sup>(20)</sup>。

すなわち張作霖の「利害の打算」には、個人の利害と國家の利害が同居している。中國の主權に對する日本の侵害に對して、彼は少しも譲らなかつた。彼の最初の反日主張は一九一五年の日本の「對華二十一カ条要求」の時であり、彼は「強硬なる主戰論を主張し、悲憤慷慨、排日論を鼓吹唱導した」のである<sup>(21)</sup>。

さらに、一九一六年、「二十一カ条條約」により、日本人が南滿州に於ける土地商租權を得るや、張作霖は暗に反對の態度を示し、民國六年（一九一七）十二月、これの阻止を目的として、省長張作霖の名を以て各県知事に訓令文を秘密裡に發した<sup>(22)</sup>。「二十一カ条」に對して、張作霖は一貫して反對する

方針をとっていた。当時一般の日本人は、張作霖は日本に對する誠意がないと評していた。しかし、張作霖は中国人であり、日本人ではないという明白な認識が日本人に欠けていたようである。園田は「日本人は張作霖を見るに自分の出番番頭に心得ている。これは抑も非常な錯誤である。事件毎に張作霖が日本の要求を肯讓せぬと云へば直に不都合だと罵る。忘恩漢と攻撃する。これは張作霖の真意を知らず、張作霖の立場に同情のない我儘勝手の議論である」と評している。

また、日本政府は、張作霖に対して、種々の手段を駆使して張作霖を説得するにあたった。衛藤は次のように述べている。「二十一カ条要求をはじめ、その他の諸条約で獲得した權益を維持確保するため、張作霖を説得するにあたっては種々の術数を必要とした<sup>24</sup>」。即ち従来のように満鉄や総領事が表面的には断乎たる態度で交渉に臨む一方、町野武馬（張作霖顧問）や鎌田弥助（満鉄奉天公所長）を通じて私的説得を行なったのである。威嚇と微笑の両面作戦である。

しかし、「第一次世界大戦後の民族主義の高揚、張作霖の実力の伸展は、ともに相まって、張作霖をして日本側の權益の確保表現の要求を、有耶無耶のうちに葬ろう、とさせた<sup>25</sup>」のである。

張作霖も両面の態度をとっていた。表面には親日の態度を装っていたが、その胸裡には反日の思想を抱懐していた。これこそ遠謀深慮な張作霖の裏表である。その結果として、所謂満蒙諸懸案と呼ばれる案件の交渉において、日本の威嚇と微笑方式と張作霖の「有耶無耶」の両面態度とが展開されたのである。中国人たる張作霖は東三省を背負って立つて行くという大自覚と自信とを十分にもち、決して恐れを抱かず、大胆に対日外交政策をすすめていったのではなからうか。

#### 四 満蒙懸案に対する張作霖の対抗策

日本政府は、ワシントン會議後に於いて、常に張作霖を相手として満蒙懸案の交渉を進めた。しかし張作霖は地方政権の実力者であり、中央政府の代表者ではなかった。一地方の実力者と日本政府の外交官員との間で結ばれた協定の有効性には疑問がある。日本政府があえて張作霖を交渉の相手として、中国から權益を拡大しようとする動機は不純かつ卑劣なものであった。

所謂満蒙懸案とは、即ち「満鉄駆逐を目的とする競走線の敷設、土地商租權の否認、邦人企業を不可能ならしむ行政手

段、多額の借款の踏み倒し、若くは之に附随せる契約を無視しつつある行為、在滿鮮人に対する狂暴に等しき抑圧等、何れも滿蒙に対する我懸案の代表的対象である<sup>26)</sup>。

要約すると、即ち鉄道併行線問題と土地商租権問題・日本人居住営業問題・朝鮮人雜居問題である。

#### (一) 鉄道の自弁敷設方策

鉄道併行線問題と土地商租権問題・朝鮮人雜居問題は、所謂滿蒙懸案の骨幹となる問題である。ここでまず鉄道懸案交渉問題を概括的に考察しておくこととしよう。

張作霖が第一次奉直戦後、「孫中山と連繫したことは国民党の主義たる反帝国主義の國權回復の思想を東三省に導入する結果をもたらし、抗日機運は俄かにたかめられるに至った<sup>27)</sup>」。その一つは日本の鉄道政策に対する対抗計画となつて現われた。一九二四年に設立した東三省交通委員会<sup>28)</sup>が、その中枢であった。委員長には当時奉天省長代理王永江が就任した。委員会の究極の目的は東三省域内の統一された自國鐵道網の建設であり、これは以後東北政權の一貫した目標となる。東三省の鐵道網の建設は、もちろん日本の鐵道政策に対する抵抗の一環であることはいうまでもない。

一九二五年以降、張作霖はつきつきに鐵道敷設工事に着手

した。先ずその状況を記して見よう。

#### A 瀋海鐵道（一名奉海鐵道）

瀋海鐵道は東三省交通委員会の計画により、大正十四年五月奉海鐵路公司を設立、七月起工され、昭和二年九月五日には海龍まで開通し、同年十二月には西安支線四十二哩も開通した。更に海龍・朝陽鎮間も、昭和三年八月開通したので、ここに全線延長三百二十哩にわたる本支線が滿蒙最初の中國自國の資本及び技術によりて完成した大鐵道として出現したのである。実に中國鐵道界に一新紀元を開いたわけなのである。

#### B 打通線

打通線は瀋海線と共に大正十四年八月に起工され、昭和二年十二月に至って全線が完成した。この鐵道は張作霖の対日鐵道政策の抵抗の一端として知られている。日本政府は打通線の敷設が「滿州に関する日清條約附屬取極」の第三条にある「該鐵道附近にこれと並行する幹線又は該鐵道の利益を害すべき枝線を敷設せざること」という規定に対する違反行為とみなし、奉天総領事吉田茂が張作霖に対して、「帝國政府は黙視するを得ざる処<sup>29)</sup>」として、嚴重なる抗議をくりかえしたが、張作霖は毫もこれに耳を藉さずして断然この建設を



敢行したのである。

### C 吉海鉄道

吉林省政府は一九二六年秋、吉海線の建設計画を発表した。本線は吉林より海龍の朝陽鎮に至る延長一八三哩の鉄道で、上記瀋海線の延長である。日本側はこれも打通線と同様満鉄の並行線として、張作霖政権下の東三省交通委員会に抗議したが、張作霖は、日本の抗議を無視して、着々と工事を進め、一九二八年八月に全線の工事を終り、九月より開通させた。ここにおいて、吉林—海龍間(吉海鉄道)・海龍—奉天間(瀋海鉄道)・奉天—北京間(北寧鉄道)を直通する大幹線が遂に完成したのである。吉田総領事は張作霖に対して数回の抗議をしたが、すべて無視されたことについて、次のように述べている。「日本側の数回の書面抗議に対し、支那側は一回の書面回答をもなさざるのみならず、日本側よりの口頭を以てする抗議に対しては飽迄奉海線の延長なりと主張<sup>30)</sup>。」と。これによっても、日本の抗議が、張作霖により無視されていたことがわかる。

瀋海線・打通線・吉海線の自力建設は、満鉄にとって東西からの夾撃の形勢を意味し、死活問題となっていたのである。

### (二) 土地商租権と日・鮮人の居住営業の制限方策

所謂土地商租権については、大正四年(一九一五)五月二十五日、中日両国間に締結せられたる「南滿州及東部内蒙古に關する条約」の第二条に於て、「日本国臣民は南滿州に於て、各種商工業上の建物を建設する為又は農業を經營する為必要なる土地を商租することを得」と、規定されている。

この土地商租の条項は、条約調印と同時に効力を生ずることとなっていたが、その実施期は三ヶ月延期することを協定している。しかるに北京政府は調印後一ヶ月の六月二十二日には大總統令を以て「懲弁国賊條例<sup>31)</sup>」なるものを制定公布し、外国人と契約して中国の權利を損傷し、外国人と結託して国家に不利の行為に出るものは売国罪として死刑に処すとし、これにより土地・鉞山・森林等に関する契約を外国人と訂約するを禁じ、又一方では内務部より奉天省と吉林省の地方官に「商租地畝須知<sup>32)</sup>」という商租取扱規程なるものを訓令した。これは具体的に商租権を制限するものであった。

この「商租地畝須知」によると、商租は、単に土地の収益及び使用の二権のみとし、質権・抵当権その他の処分權と転用は許されないのである。即ち、「商租地畝須知」を發布した目的は、日本帝國主義の商租設定という名の下での土地侵

略を防止するためのものであった。

また、東三省において、省長又は県知事によって出されていた外国人商租することを禁ずる旨を明記した命令・布告類は数知れぬほどである。のみならず東三省の官憲は、上記の条約をも認めようとせず、それに対して強力な対応策を多方面から試みようとし、日本人・朝鮮人の土地租借に対して、省長又は地方官庁の命令を以て積極的に制限したのである。

一九二三年七月十四日、奉天省長より開原・瀋陽・海城・蓋平等三十県知事宛に商租禁止を目的として「商租禁止に関する訓令」がだされた。即ちそれは、「……査すに商租条約は尙未だ議定せず、即ち日鮮人をして田房を私租せしむる能はざるなり、該県知事は嚴重にこれを取締り、……人民をして自由に訂約せしむるを得ざるものとし……」<sup>(33)</sup>、という内容を含んでいた。

一九二六年六月九日、奉天交渉公署より撫順地方審判庁宛に「商租禁止に関する指令」が出された。その要旨は、「民国四年の中日協定条約に依り日本人は中国に在り、土地を商租し得るや否やに……査するに民国四年日本は我方を強迫して二十一箇条の条約に調印せしめたるものにして、我國は決して有效なるものと承認せざるのみならず」というものであ

った。

以上の「訓令」と「指令」に見られたように、東三省官憲は、商租権の非合法性と無効性を強調する。これらは行政的手段としての訓令で、概ね秘密訓令であった。

居住権と営業権については、「南滿州及東部内蒙古に関する条約」の第三条に「日本国臣民は南滿州に於て自由に居住往来し各種商工業其の他業務に従事することを得」、また、第四条に「日本国臣民が東部内蒙古に於て支那国国民合併に依り農業及附随工業の経営を為さむとするときは支那国政府之を承認すべし」と規定している。しかし、東三省官憲によって、商租権の阻止と同じく、日鮮人に対する居住制限乃至禁止の訓令が頗る多く発布された。

一九二七年十一月一日、奉天省長より各県知事宛に、「外人に対する土地家屋賃借禁止に関する訓令」が出された。その要旨は、「奉天省所属各県及滿蒙遼辺の地は外人の覬覦する処……今や国家多事の秋に当り敵に防止を加えざるべからず、既に開放せる地は速かに法を設けて挽回し、未だ開かざるの地は将来決して外人を引きて境に入らしむる可からず、……各県知事は所属の各家屋土地の所有責任者に令し事実を調査せしめ、凡そ外人の賃貸借に関するものにして、家屋土

地売買に相当するもの有らば速かに本省長に報告し即刻懲罰すべし、各県長幸に隠匿して報告せず懲罰を受くるに至る勿れ。切に此に令す<sup>(35)</sup>、と各県知事に嚴重に命じたのである。

吉林省長も、一九二七年七月に各県知事宛に、「(一)、今後絶対商埠地にあらざる土地に於て民有家屋を日本人に貸与することを許さず、(二)、既に日本人に貸与せるものは其の契約期間満了と同時に返還せしめ決して継続貸与の契約を許さざること<sup>(36)</sup>」、と日本人居住制限をする密令を出した。

一九二八年一月三十日、奉天省長より安東県知事に「日本居留民借地借家契約期限限定」なる訓令が出された。即ち、「東辺道内の各県に於ては日本居留民と家屋貸借契約につき屢々紛糾を生ずるを以て、爾後は凡て対日本人家屋土地貸借契約期間は一箇年と定め、而して契約締結に際しては必ず所轄官署の許可を要す」とし、対日本人家屋土地貸借契約期間を一カ年に限定した。また官憲の許可が必要であるとされ、これは即ち日本人に対する民有土地家屋の貸借の禁止であり、居住営業の制限である。

さらに、在東三省朝鮮人問題は、鉄道問題・商租問題と共に、「満蒙諸懸案」のうち、最も重大なる意味を持つものであり、明治四十三年(一九一〇)日韓併合によって、朝鮮人が

日本「臣民」となって以来特にそうである。従来宗主国として縦横をふるまった中国官憲は、爾來朝鮮人取扱に難問難題を生じ、朝鮮人に対する彼らの態度は、悪化しつつあった。

即ち日本国「臣民」とされた朝鮮人が、東三省に移住し、日本の東三省侵略の足がかりとなることを東三省の官憲は恐れたのであり、ここに朝鮮人の追放問題が発生した。

一九二七年十二月十八日、奉天省長が北京で安国軍総参謀長楊宇霆に朝鮮人の追放問題について、次のように建議している。即ち、「(一)、中国の山東地方とその他の各地から東北地方へ移住せねばならず、韓国人を利用する為の政策的な日本帝国主義の侵略移民は、奉天省当局として受け入れることが出来ないということ。(二)、日本帝国主義は間島協約を口実に、韓国人の土地所有権を主張するが、交換条件である中国人の裁判権を認めていないということ。(三)、中国の国籍法を無視して既に帰化した韓国人に対し、日本が警察権を主張しているのは不当であること。(四)、日本帝国主義は、東三省に居住する韓国の独立運動者を取り締まり得ないこと。(五)、在滿韓国人の居住地又は農耕地に日本の勢力が及ぶので、奉天省側の排日感情が露骨化して、将来如何なる事態が発生するか分らないということ<sup>(37)</sup>」この建議は、東三省当局が、日本の

政策的な侵略移民を、日本の勢力の侵入と同一視しており、故に朝鮮人の追放と共に今後の移住も徹底的に取締られなければならなかったことを示すのである。

一九二八年三月十六日、奉天省実業庁は、さらに、「日・鮮人土地租借に関する訓令」を各県知事宛に発した。それは「凡そ日鮮人に土地を租借せしむることは、国際交渉の紛糾を来す原因にしてこれを回避し国権を保持する最吃緊事なりとす。仍て各県内の地主はその農田・土地を日鮮人其他の外国人に貸与することを許さず。且県知事は責任を以てこれを嚴重に禁止すべく、若し爾今支那人・外国人間に土地租借に依り交渉を發生して紛糾を起したる時は、各県知事の取締不行届の故を以て相当の懲罰を加ふることあるべし、切に此意を体せよ<sup>(38)</sup>、とある。

かくして、張作霖は国権を保持するため、つぎつぎに制限政策を打ち出したのである。これは、いうまでもなく、日本の侵略に対する徹底的な封じ込め手段である。

## 五 東方會議後の懸案交渉と東三省の排日運動

一九二六年六月、吳佩孚と張作霖の連合軍は馮玉祥の国民

軍を直隸・河南から駆逐し、奉天軍は再び関内に入り、吳佩孚と共に北京政權を掌握した。十二月奉天軍を安国軍と改め、張作霖は安国軍総司令に就任した。これで、張作霖は實質的に北京政府の支配者となり、南方の革命軍と対決することとなった。

一方、一九二六年六月、広州政府は北伐を決定し、七月には蔣介石を革命軍総司令に任命した。十一月初旬に至って、揚子江沿岸の諸省は革命軍の支配下に帰した。一九二七年一月一日より広州政府は武漢に移された。これに反して蔣介石は一月四日南昌に於て軍政連席會議を開き、国民政府を南昌に置くことを決定した。武漢政府と蔣介石の間の対立が表面化したのである。二月には革命軍は南京を占領し、四月十八日、蔣介石は南京政府を組織した。この政府は中間派及び右派と結び、武漢政府の左派と共産党を排撃するに至った。六月十八日には張作霖が北京軍政府を組織し、陸海軍大元帥に就任した。かくして武漢政府、南京政府、北京政府、三者対立の様相を呈した。

時の日本政府は田中義一内閣であり、自ら外務大臣を兼任するとともに、三井系の森恪を外務政務次官に抜擢し、前内閣がとってきた対中国消極外交政策を変じて、対中国積極外

交政策に転換しようとした。世間は、「滿蒙政策に一大転換があるものと予期し、田中外交をもって幣原外交の消極な軟弱外交から積極的強硬外交に転ずるのだ」と評していた。<sup>(39)</sup>

田中の対中国外交と對滿蒙の基本方針について森島は次のように述べている。「田中外交を特色づけたものは、要するに、在華權益擁護のために積極的手段を方針とし、滿蒙については、単に既得權益の擁護だけで満足せず、滿蒙一体のいわゆる靜謐の保持、すなわち治安の絶対的確保、滿蒙を中国本部から截然切り離して、滿蒙における事実上の権力者のみを相手方として折衝すること等を方針とした点であった。」<sup>(40)</sup>と。さらにまた、「滿蒙を中国本部から切り離して、南京政府の介入を拒否する方針で、滿蒙分離政策と見るべきだ。その意図したところは、国民党による中国本部の統一は已むを得ないが、東三省だけはあくまで張作霖の実力下に置いて、張との間にわが權益の拡張を計らんとするにあった。つまり滿蒙に対する南京政府の外交権の否認であり、国民党の進出防止であった。」<sup>(41)</sup>と指摘している。即ち、張作霖を相手として、滿蒙における日本の權益の拡張をはかり、中国本部において蔣介石を支援し、その代償として日本と滿州との特殊關係を彼に黙認させるといふいわゆる滿州と支那本土を分離す

る構想である。

国民革命軍が北進して済南に近づいた時、田中内閣は居留民の現地保護政策をとって、いわゆる第一次山東出兵を行なった。そして、また東方會議が第一次山東出兵の直後行なわれ、中国人に多大の衝撃を与えた。

東方會議の中心議題は、専ら對中国政策、殊に對滿蒙に関するものであった。田中總理兼外相は會議の最終日の七月七日、閣議の承認を得た「對支政策綱領」<sup>(42)</sup>を訓示した。綱領は八項目から成り、特に注目すべき点は、前文に「支那本土と滿蒙とに付、自ら趣を異にせざるを得ず」と滿蒙を中国から分離する政策を明らかにしたことである。また、第一項より第五項までは一般的な對中国方針であり、第六・七・八の三項目は對滿蒙方針に関するものであり、所謂滿蒙特殊地位擁護と懸案解決のため、帝國政府が積極的行動に出るべきことを強調している。

なお、東方會議に関連して、「田中上奏文」<sup>(43)</sup>なる怪文書が流布され、中国人の田中に対する疑惑と不信の念はますます大きくなったのである。上奏文の真偽について、日本政府側は機会あるごとに否定につづけて来たが、なお中国人の疑惑を解き得なかった。

田中内閣は、滿蒙懸案解決のため、中国の三つの政府の一つ、即ち北京軍政府の張作霖を交渉の相手として選んだ。七月十二日、田中首相兼外相は奉天総領事吉田に、張作霖に対して条約違反その他諸懸案解決を要求の訓令を發した。<sup>(44)</sup>その交渉手段について、「或は誘うに利を以てし又は断乎たる態度に出づる等所謂硬軟両様の政策を併用<sup>(45)</sup>」して交渉を進めるよう指示した。

吉田奉天総領事は、七月二十三日、奉天省長莫德惠を相手に交渉を開始した。吉田はまず強硬な態度で莫省長に日本の主張を要求した。莫省長は何ら具体的な回答を返さなかった。七月二十五日莫省長は吉田を訪問したが、吉田の詰問に對して言を左右にして答えず、話題をそらそうとした。このため、吉田は、「帝國政府の支持を得ざれば、奉天の前途知るべきのみ<sup>(46)</sup>」と露骨な威圧的態度で莫省長を恫喝したが、吉田の所期の効果はえられなかった。交渉が長引けば長引くほど、日本に不利になると吉田は判断した。八月四日には吉田は莫省長に京奉線軍用列車の付屬地通過を遮断するなどの警告を發した。田中外相に七日から実施すると上申し<sup>(47)</sup>たところで、田中外相は強行手段の実施を五日付の電報で中止させた。

吉田の性急で高圧的な交渉方法に対する批判は各方面から

おこった。駐北京公使館付武官本庄繁少将、関東庁長官兒玉秀雄等が強い不満を示した。滿鉄と関東軍も慎重なる方針をとった。吉田は孤立をしいられた。八月十五日、森を現地旅順に派遣した。旅順の関東庁長官邸に、吉田茂総領事、本庄繁武官、武藤信義関東軍司令官、齋藤恒関東軍參謀長、芳沢謙吉駐北京公使、兒玉秀雄関東庁長官らを集め、所謂大連會議を開いた。この會議は、即ち吉田と奉天省の間の交渉の不調、現地と東京との足なみの不揃いを調整するための會議であった。協議した結果、滿蒙懸案解決の交渉の場を北京に移して、今後の交渉を芳沢と張作霖との間で進めることとした。周知の如くその目的は、吉田の強硬手段が生んだ混乱を收拾することにあつた。

こうして交渉の舞台は北京に移った。八月二十四日、芳沢公使は張作霖大元帥を訪問し所謂滿蒙の諸懸案に関する解決方針を詳細に説明したが、しかし、張作霖は直接交渉に応じようとせず、楊宇霆に一任した。

一方、東三省に於ては、山東出兵と東方會議につづいて、吉田総領事の強圧交渉と大連會議とが行われたことが、東三省の排日運動を觸發した。八月二日、奉天に「市民工商拒日臨江設領外交後援會」が發足した。その宣文には、「臨江

日本領事館取消、田中内閣滿蒙政策阻止、東三省人民全体の大満鉄主義反対の困論を喚起す<sup>(48)</sup>、などの標語が大書されてある。これを受けて奉天総商會會長丁広文が八月六日「奉天全省商工拒日臨江設領後援會<sup>(49)</sup>」をつくり、各県の商會に後援會の分会を設置した。予め此の運動のため上京していた丁広文が十五日に帰奉し、張作霖の意思を伝えるため、八月十六日には奉天商工連合會を開き、商工關係者の出席は二千五百余名に達した。八月二十三日に日華合弁の本溪湖煤鉄公司の労働者と守備隊の間に流血の衝突が起った。北京の交渉は、かかる中国民衆の広汎な愛國排日運動の前であつて束手無策の有様であつた。奉天の排日運動の指導者たちは交渉署長高清和と奉天市長李徳新等と協議を進め、八月三十一日或は九月初旬に排日示威運動を行うことと決めた。

九月一日奉天省議會においては、更めて「奉天国民外交後援會」を組織し、総商會とともに示威運動を執行することと決定した。該後援會は成立と同時に次の如く通電を發した。

「田中内閣組織以來、軍閥權に當り、侵略横行し、一刻も緩を容れず。東方會議の条文は皆我を亡ぼすの張本なり。(中略)兵を山東に進めて後、又安東の堤工を槍殺し、延吉関庫を搗毀し、臨江に領館を設け、これを強ふるに兵を以てし、我主

權を蔑視す。最近本溪湖煤硯寒苦の華工、日本軍警に槍刀慘殺さるもの十數人、重傷數十人。<sup>(50)</sup>」(以下略)

東三省の人々の言動は、日本の侵略に對して、しだいに激化したのであつた。九月四日、奉天における空前の排日示威運動が起きた。当日は、「三万人の大衆が列を成して帝國主義打破、田中内閣打倒等の排日的標語を高唱しつゝ長時間にわたり、市内を遊行し、大に排日の氣勢を挙げた。此外路上に會館に排日演説を為し、又排日的漫画宣伝、ピラを市中に撒布し、或はこれを街路の要衝に貼布する等、凡ゆる方法を以て排日的風潮を煽動鼓吹せり<sup>(51)</sup>」と。実に空前の大示威運動であつた。この排日示威運動が、北京の張作霖の内命による奉天省長莫徳惠の黙認によつて、省議會、総商會等の公の機関が主催者となり、各種の學校學生、一般市民がこれに参加して大々的に組織的に実行されたのである。これも張作霖の東方會議後の対日抵抗の行動といえよう。

九月六日、『東三省民報』は、日本政府に對して次のように警告している。「四日奉天六万市民の大遊行は、秩序嚴整にして東省の對外交渉に就て、此の如く民氣の盛なるは無かつた。此は社会の進歩に由ると雖も亦愛國心發達の致す処である。然りと雖も其これを致せる所以の緣由を推せば、実に

相手方の圧迫過高にして、人民の如何ともすべきなく、遂に起つて自衛の行動を採らざるを得ざるに由るのみである。此頃日本は臨江に領事館を設けんと欲せるも、臨江には多数の日僑なく、領事館を設くるの必要はない。仮りに一步を譲つて設置の要ありとするも亦当に政府に向つて交渉し、吾が允許を得ざるべからず。臨江県の反対、東三省民衆の反対は、実にこれに激成された所の者である。中日地位を異せば、恐らく其激烈の度は尚高きこと万倍至れるやを知らず、故に吾人は茲に日本政府の反省を促し、徒らに人を苛責する無きを望む。<sup>(52)</sup>」

このような組織的な抗日国民運動は、張作霖支配下の東三省における一般民衆の愛国心の覚醒がうながしたものであった。

東三省の排日運動は、田中内閣に大きな衝撃を与えたことはまちがいない。九月六日、田中総理兼外相が北京の芳沢公使に対して次のように訓令している。「今次の滿蒙交渉に關し、支那側が種々惡辣なる對抗策を講じられるは御承知の通りなるところ、最近の奉天における排日示威運動に至りては、ついに田中打倒を標榜するに至り、全く帝國政府を輕侮するものといわざるを得べからず。……しかるにかかる運動が従

来対日親善を口にし、自分の内閣にもっとも敬意を表すと称する張の根拠地たる奉天において、しかも白昼公然と邦人官民の面前において行われ、また右運動の中心たる商会総会員はあらかじめ北京において張自身の同意をえて、これに力を得、大々的示威運動を行いたりとの情報をも入手しおれり、……従来張作霖に同情を有するわが國朝鮮においても、張の態度にあきたらず、対張關係につき、議論とみに硬化したる徴あり、この趨勢を以てせば、その結果北京と滿州官憲との關係の将来に大いに憂慮すべきものあることをも併せ申し入れ置かれたし、なほ本庄には陸軍側より特に帰朝を命じたるにつき、同人出發前に支那側の態度を明白に致したきにつき、右に御含み置きありたし。<sup>(53)</sup>」

芳沢公使は、この訓令にもとづき、翌九月七日、張作霖に面会し、九月四日の奉天に於ける反日示威運動について、嚴重抗議を口頭で述べたのである。

奉天以外にも、九月十日、吉林では、吉林省議、省教育會、省農會、省商工会等が連名して排日通電を發した。「査するに日本は軍閥が政権を把つてより、支那に対し積極的侵略の政策を取るに至つた。……最近亦支那政府に向つて、支那全國が承認せざる所の二十一ヵ条を根拠に懸案なる美名



を斃し、商租権の獲得、吉敦鉄道の延長の要求をなし、吉会鉄道を貫通して日韓滿併合の野心を遂行せん魂胆を蔵している。顧みるに往年日本は吉林省の延、吉、和、汪四県に対し、不逞鮮人討伐に藉口し、軍隊を派遣し、其平定するやこれを警察隊と改編し、今猶これを撤退しない、今又他の圧迫手段を加へて居るが、其金融上軍事上に対し実施せる積極行為は、我吉林省民の生死を制すと等しく、実に我東三省に死刑を宣告せる者である。我等は斯の如き要求を断じて承認することを得ず、当局は嚴重に交渉し能く主権を保持せんことを希望す。而して日本が覚醒するを俟つて親善關係を恢復すべく、其れまでは減食してまでもこれが抗争に力めねばならぬ。」と云云。

以上のように、東三省全体が排日的なることは何等疑を容れる余地なきものとして認めるべきであらう。

なお、九月四日の排日示威運動以來、東三省の排日手段の一環としての朝鮮人に対する排斥は一層きびしくなり、奉天省と吉林省に於ける朝鮮人に対する取締りを強化するため発した法規・訓令は以下の如くである。<sup>53)</sup>

法規として発したもの

韓農侵入逐逐禁止規程

(伊通県公署・一九二七・十一)

朝鮮人取締弁法

(吉林省公署・一九二七・十二)

朝鮮人土地租借規程

(吉林省公署・一九二七・十二)

協通韓農逐逐弁法

(吉長道尹公署・一九二七・十二)

鮮農逐逐弁法

(吉長道尹公署・一九二七・十二)

限制鮮人居留弁法

(東省特別区警察統轄管理処)  
(一九二七・十二)

訓令として発したもの

帰化に関する件

(奉天省長公署・一九二七・十・三)

朝鮮人調査逐逐に関する件

(吉林道尹・一九二七・十・八)

朝鮮人取締及移住禁止に関する件

(吉林省長公署・一九二七・十)

外人に対する土地家屋賃借禁止に関する件

(奉天省長公署・一九二七・十二)

露韓人調査に関する件

(奉天省長公署・一九二七・十二)

韓農逐逐に関する件

(奉天省長公署・一九二七・十二)

帰化改易風俗に関する件 (通化縣第一区長・一九二七・十二)

吉林省在駐韓人取締りに関する訓令

(吉林省長公署・一九二七・十二)

朝鮮人取締りと土地租借規程制定の件

(吉林省長公署・一九二七・十二)

等々。実に枚挙に遑ないほどである。

他方、中日間の交渉の舞台は北京に移ったが、前述のように芳沢公使の相手は楊宇霆にかわった。しかし、芳沢と楊との間の交渉はなかなか進まぬ。ここにおいて芳沢に代って山本条太郎が登場した。

## 六 張・山本協約と張作霖の爆殺

東方会議の直後、一九二七年七月十九日、山本は田中首相の要請によって満鉄社長に就任し、八月二十七日には大連に着任した。山本社長は起用は、当時内外の注視を集めたものであった。山本は赴任を前にして田中首相との間にまず鉄道問題解決について極秘の計画を練り上げ、隠密裏に張作霖との交渉を外務省のルートを通さずしてすすめたのである。そして、大連に着任した山本は、九月三日には満鉄沿線視察に出た。その日は恰かも奉天の排日示威運動勃発の前日であった。二週間の旅程を終えるや、山本は中国の情勢について、次のような意見を田中首相に具申した。

一、中国民族のナシヨナリズムは利権回収運動ともなり、それは満州にも波及して満州の排日気運を生み、その上東方会議の宣伝がこれを一段と煽る結果になっ

た。

二、張作霖は日本の恩義を忘れたわけではなく、また日本に楯つくことの不利を充分に承知してはいるが、北京に乗り出して見ると、中国ナシヨナリズムの世論に逆行することの不利と不可能とを一段と悟るに至った。

三、東方会議から帰った奉天の吉田茂総領事らの外務省出先は、東方会議において問題になった鉄道問題を早速取り上げて、奉天側に対してその他の懸案とともに至急解決することを申し出たが、張の拒否にあったばかりなので、この際同じ問題をまた直ぐ取り上げては効果がない。まず交渉の地均しを進めることが肝要である。

即ち、山本は、森恪と吉田たちの張作霖らに対する高圧的態度を改めて、まず張作霖個人に予め意思の疎通をはかって裏口から交渉を進めようとしたのである。吉田はあまりに張作霖を見くびり、且あまりに焦りすぎ、はやりすぎたのであった。

山本は、張作霖の軍事顧問、町野武馬大佐を自分の子分格中日実業会社の江藤豊二と連絡させて、張作霖の気持をほく

す工作を進めさせ、機会を待っていた。十月十日、山本は北京に赴いて、十一・十二日張作霖と会談し、十三日離京するまでの間に、前後三回の会談をし、その結果、張との間に、滿蒙五鉄道建設に関する諒解が成立した。世に「山本・張協約」という。その内容は、(一)、敦化より老頭溝をへて図們江江岸にいたる線、(二)、長春より大賚に至る線、(三)、吉林から五常に至る線、(四)、洮南より索倫に至る線、(五)、延吉より海林に至る線、の五線の鉄道敷設を滿鉄が請負ひ、その費用を借款するというものである。外務省は、山本と張作霖との間に鉄道交渉の妥結が決った後で通告を受けたので、出し抜かれた形となり、不満であった。北京の芳沢公使も同様である。十月二十日、芳沢は外相宛につきのような上申書を出している。「張・山本協約の成立は、『威喝に加ふるに贈賄を仄かし、咄嗟の間に其の諒解を取付けたるものである』、おそらく真実にちかいと推察される<sup>(57)</sup>。そうだとすれば、山本の態度も威喝であり、張作霖の妥協は屈伏である。

張と山本との間で五鉄道建設に関する原則は取り決められたが、その協定の細目に関する折衝は難航した。翌年、一九二八年五月十三日になって、ようやく、洮南―索倫線、延吉―海龍線の建設請負契約、五月十五日、敦化―図們江江岸線

・長春―大賚線の建設請負契約がそれぞれ締結された(のち張作霖政府は承認を拒絶した)。

以上述べたように、「田中は吉田茂、芳沢謙吉、山本条太郎の三つの駒を駆使し、手を換え品を換えて交渉した<sup>(58)</sup>」。山本・張の協約は、田中強硬外交路線にとって大きな一歩前進である。同時に、日本の北滿進出に対する最も重要な地固めでもあったのである。

張作霖は北京において日本に対応しながら、南方の国民革命軍と対峙していた。北伐革命軍は、一九二八年一月九日蔣介石の国民革命軍総司令復職によって、第二次北伐として四月九日より総攻撃が開始された。四月中旬、蔣介石の第一集團軍が濟南・青島地方に進軍するにいたって、田中政府は、現地保護主義をとって、二度目の山東出兵を行い、濟南商埠地を占領し、ついに革命軍との衝突をひきおこした。この衝突は五月三日から一日までつづいた。所謂五・三濟南事件である。五月八日、さらに増援部隊を派遣した。「濟南城内に対し大規模な砲撃を実施した。濟南城内には榴弾二五四発、榴散弾九六六発その他が打ちこまれた<sup>(59)</sup>」。濟南城は半廢墟化した。

日本軍の濟南城の攻撃は、北進の革命軍を一時的に阻止す

ることになったが、そのことは日中關係に重大なる変化をもたらした。すなわち、中国での南北を問わない広汎な抗日運動の波のたかまりとアメリカの干渉であった。アメリカの警告は田中首相及びその周囲の要人に非常な衝撃を与えた。<sup>(60)</sup>同時に日本軍の暴挙に対して、張作霖も大きな衝撃を受けた。五月九日、張作霖は蔣介石に通電を發し、即時停戦をよびかけた。<sup>(61)</sup>張作霖は、東三省へ撤退の意を固めはじめ、即日山海関内の軍用物資を東三省に移転し始め、京綏路の奉軍も張家口に退却して、京津の軍事形勢が急変した。この張作霖の南京政府に対するよびかけは、田中政府の予期に反するものである。田中政府は、東三省において日本の地位を強固にするために、張作霖に対し北京から奉天に撤退するように勧告した。五月十八日、田中内閣は、張作霖並に国民政府にあてて、「……戦乱が京津地方に進展し禍乱滿州に及ぼむとする場合は、帝國政府としては滿州治安維持の爲、適當にして且有效なる措置を執らざるを得ざることあるべし」、との覚書を發表した。

張作霖に対する通告は北方の芳沢公使より張作霖に手交すると同時に、「……大勢既に斯うなつた以上、戦乱を京津地方に波及させない前に軍隊を纏めて東三省に復帰し、滿州の

治安を完全に維持することが支那國民の爲、又奉天派の爲に万全の策である」、と張作霖の東三省引き上げを勧告した。田中の張作霖に対する東三省への復帰勧告は、張作霖をして滿州の治安に専念させるだけでなく、実は張作霖をして、滿州五鉄道建設、又滿蒙における日本の權益強化拡張の交渉を進める相手として東三省に復帰させたかったのである。田中の一層恐れるのは國民革命が滿州にまで及び、滿州の地が統一されることである。故に田中は張作霖に対し、しきりに戦わずして東三省に帰れと説得した。これは即ち滿蒙と支那本部の分断政策、所謂滿蒙分離策である。

五月二十五日、張作霖は右の勧告に対し、外交総長羅文幹を通じ、下記の抗議を日本政府に通達した。「芳沢公使が五月十八日交付せる覚書で、日本政府が友好關係より支那が速かに戦争を終らせんことを希望したのは大元帥が休兵憩民の通電を發したると意見符合す。……しかし動乱が京津に及び東三省に影響する虞れある場合には適當且つ有効なる措置を執らざるを得ずとの一節は、支那政府の承認出来ぬところで、東三省及び京津はともに支那領土主権のあるところで、これを無視するが如き行為は到底容認せざることを切に声明する。」と中国の領土主権に対する干渉は容認することがで

きない旨を強調した。

三十日、革命軍は保定と張家口を占領した。三十一日、張作霖は北京を去ることを決意し、翌六月一日大元帥府において外交団を招き、別れの宴を張り、六月二日左記の通電を発した。張作霖の心境がよく窺えるので、敢えてその全文を掲げよう。「先きに内乱熄まざるため、外交に影響する旨を全国に通電し、支那の疑慮を解き、未来の赤禍を除かんとし、各方面の軍を撤退して停戦の意を表し、彼我速かに争いを止めたが内乱未だ熄まず、今や京津の地に血を流し、延いて禍を中外に及ぼす虞れあるに至った。連年に亘る戦争の爲め、商業は停止され、氣力衰え、人民流離し、餓殍道に横り、その惨状言うに忍びざるものあり。もし続いて武力を用いんか、徒らに人民を苦しめるに過ぎず、赤禍討伐の初志に反し、停戦の旨に背くこととなる。昨年来艱難を冒したのも一に國を救わんがためである。救国の志いまだ報いられざるも今徒らに武力を用いるに忍びざるが故に、ここに直ちに所屬部隊を率いて北京を退去する。中央の政務一切は國務院に授理せしめ、軍事は各軍団長に夫夫責任をもって処理せしめ、今後の政治問題は依然國民の裁決に聞かん。要するに國家の主權は人民に在り、天下の公意に在り、これを守るは只徳あ

るのみ。余は軍職に身をおくこと半生、具さに世の変動を體驗したが、その都度人民の利益のため、この身はあらゆる犠牲を惜しまなかつたのは、中華の國基をわれより亡ぼさず、共産の悪禍を我れより起さざるを願つたため、これ即ち敢て天下の蒼生に罪なきを告げて憚らぬ所以である。右諒察乞う<sup>(65)</sup>」。

これは、前述の五月九日の通電につづく、二度目の停戦通電であり、また、遺言にもなつてしまつたものである。

六月三日、張作霖は深夜午前〇時五十五分に北京を出発し、奉天に向かった。翌六月四日、朝五時二十分頃、特別列車は、奉天駅につく直前、京奉線・滿鉄線兩線の交叉点で、關東軍高級參謀河本大作大佐の指揮によって爆破され、張作霖は瀕死の重傷を負い、奉天市内の自邸に運ばれ、午前十時死亡した。

ところで、河本大佐がなぜ張作霖を爆殺したのか。その時河本は滿州における日本の權益が、張作霖の排日的政策によつて蹂躪されていく一方であるとして、張に対する不満を持ち、「巨頭を斃す、これ以外に滿州問題解決の鍵はないと観した。一個の張作霖を抹殺すれば足るのである<sup>(66)</sup>」。という考えをもつていたのである。即ち張作霖の存在は、日本が東方

会議で決定した滿蒙政策の進展上の障害物と見なされることになったのである。河本の暴走は、田中の対中国政策の意図から脱線していたが、田中内閣の对中国積極策の象徴であったがゆえに、彼の行為を好むと好まざるとにかかわらずそれを黙認せざるをえなかった。このことは、ともすれば中央の統制を無視する傾向を助長し、のちに現地が強硬派軍人たちの独走に道を開いたのである。

張作霖が爆殺されたのち、東三省の支配者の地位については、その子張学良であった。張学良は日本にたいする抵抗をさらに強化した。現地の関東軍は日本の滿蒙政策が行き詰ったと判断し、ついに滿州事変をひきおこしたのである。

## 七 結 語

以上のように、大革命の中国の激動期におかれた東三省政権の特殊的位相と、日本帝国主義の中国侵略の中で、張作霖の対日侵略の抵抗行動を位置付け、考察を試みた。

おおよそ、一つの時代の幕がおろされようとするとき、その時代に活躍した中心人物は、しばしば無能、怠慢などと低く評価されることがある。しかし、彼らも苦悩にあえぎなが

ら、彼らなりのベストを尽していたのではないか。このような視点からこそ革命激動期の中の張作霖が日本の侵略に激しくぶつかり、抵抗した軌跡を迫ろう、という問題意識が生まれることになる。

張作霖は革命激動期の軍閥混戦の中にあり、革命党とその他の軍閥だけと敵対したのではなく、さらに東三省に侵入した日本帝国主義とも戦わなければならなかった。

日本は日清戦争・日露戦争と第一次世界大戦によって、着実に東三省に勢力を扶殖した。東三省の人々が受けた侵犯の屈辱は、張作霖も一般東三省人と同様、肌で感じている。故に彼が東三省の政治舞台に登った日から、日本との対決は不可避の運命であった。日本の歴代内閣は、とくに田中内閣時代には、日本の滿蒙權益の擁護のために、張作霖を利用しようとしていたが、これが大きな誤算であった。張作霖自身は中国人であることを忘れることなく、田中首相の誘惑・抱き込みに対して、一切かまわずに、日本の滿蒙の条約上の權益を無視しようとしたのであった。林久治郎はこれを「条約違反<sup>67)</sup>」といい、吉田茂はこれを「条約無視<sup>68)</sup>」といっていた。

張作霖の条約を否認する態度は、日本から見れば、忘恩の徒・不遜の裏切者であるが、張作霖としては最善の抵抗手段

なのであった。これこそ、彼がひとりの純粹な中国人、或はナショナリストであることの表われではなからうか。張作霖については、一般的に馬賊出身の頭目、反革命的な軍閥としての側面を強調しがちであったが、上述のように、彼が日本に対して抵抗した一連の外交姿勢をみれば、かならずしもそうした見方を認めるわけにいかない。とくに、中国革命激動期に南北対立の十余年間において、彼の日本に対する抵抗過程、すなわち、中国の国益を守る行動を見る限り、同時代のその他の軍閥と比較して、無学な張作霖ではあったが、決して無知な張作霖ではなかったといえよう。<sup>(69)</sup>

註

- (1) 外務省編『日本外交年並主要文書』、上巻、二四六頁。以下、『日本外交年表』と略称。
- (2) 『日本外交年表』、上巻、二五二頁(満州に関する事項に付清国と条約締結の件、一九〇五年十月二十七日閣議決定)。
- (3) 『日本外交年表』、上巻、二五四―二五六頁。
- (4) 『日本外交年表』、上巻、二六九頁。
- (5) 『日本外交年表』、上巻、三二四頁。
- (6) 『日本外交年表』、上巻、三二四頁。
- (7) 『日本外交年表』、上巻、三二五頁。
- (8) 國際連盟協會発行、『リットン報告書』、一九三二年、三五頁。
- (9) 奉天商工会議所編、『奉天經濟三十年史』、一九四〇年、五六頁。
- (10) 『日本外交年表』、上巻、二五一頁。

- (11) 『日本外交年表』、上巻、三〇六頁。
- (12) 池井優『日本外交史概説』、一九八二年、慶応書房、一一九頁。
- (13) 『日本外交年表』、下巻、一五一―一八頁。
- (14) 『日本外交年表』、上巻、五二四頁。
- (15) 註(4)に同じ。
- (16) 註(4)に同じ。
- (17) 『日本外交年表』、下巻。
- (18) 常城主編『張作霖』、一九八〇年、遼寧人民出版社、六七頁。他に園田一亀『怪傑張作霖』、一九三二年、中華堂、一八七―一八八頁参照。
- (19) 園田一亀、前掲書、三七八頁。
- (20) 園田一亀、前掲書、三七七頁。
- (21) 園田一亀、前掲書、七八頁。
- (22) 園田一亀『東三省の政治と外交』、一九二五年、奉天新聞社、一七九頁。ここには「人民商賈等が民國七年一月一日より借りて土地を外人に私租し或は地契等の証拠を以て私に外人より借款するを嚴禁す、若し此の事発覚したる時は直と國土盜売及外債私借の罪に問ひ稍さかも仮借せず。」とある。なお、土地商租権問題についての研究は、浅田喬二「満州における土地商租問題―日本帝國主義の植民地的土地收奪と抗日民族運動の一側面―」(満州史研究会編『日本帝國主義下の満州』、御茶の水書房、一九七二年)、参照。同氏は「土地商租権反対運動は、満州における中国官民の民族的抵抗運動」であり「土地商租権妨害運動は、日本帝國主義の中国侵略に反対する中国人民の抗日民族運動の構成部分」であると、指摘している。

- (23) 園田一亀、前掲書、三八二頁。
- (24) 衛藤藩吉『東アジア政治史研究』、一九六八年、東京大学出版会、一九三頁。
- (25) 註22に同じ。
- (26) 梨本祐淳『滿蒙重要懸案の解説』、一九三二年、日本書院、二頁。他に信夫淳平『滿蒙特殊權益論』、一九三二年、日本評論社、参照。
- (27) 対支功労者伝記編纂会『対支回顧録』、上巻、一九三六年、五四八頁、なお、東三省議会在が一九二三年五月には「爾来一切の利権を外国に許与せず、従来許与せる利権は一律にこれを回收する」旨の利権外溢防止決議を通過した。これより先、一九二二年十一月の国会に於て所謂「日支二十一ヶ条」条約無効宣布案なるものが決議され、三月十日対日廢棄通告を日本政府に伝えたが、十四日には日本政府は「國際の通義に反す」との一言を以て簡単に拒絶された。
- (28) 尾形洋一「東北交通委員会と所謂滿鉄包囲鐵道網計画」(『史学雜誌』86—6、一九七七、所收)。尾形氏は東三省をめぐり多くの優れた論文を発表しているが、本稿では二、三の論文を参照した。
- (29) 國際連盟支那調査外務省準備委員会編『日本と滿蒙』、昭和七年一月、一二三—一二七頁参照。当時、駐奉天日本帝國総領事吉田茂は張作霖に再三抗議したが、張作霖は、「御干渉の必要は無これやと思考」、或は吉田は公文書の末尾に「本照会に對して支那側よりは何等の回答に接せず」と註している。
- (30) 前掲、『日本と滿蒙』、一七三頁。
- (31) 滿鉄調査課編、『支那側の商租妨害手段』、一九二九年、八頁。
- (32) 他に滿鉄太平洋問題調査準備会編、『東北官憲所發排日法令輯』、一九三二年、一頁参照。
- (33) 前掲、『東北官憲所發排日法令輯』、六一七頁。
- (34) 同書、二頁。
- (35) 同書、四頁。
- (36) 同書、六一八頁。
- (37) 同書、一三頁。
- (38) 同書、一三頁。
- (39) 同書、六一八頁。
- (40) 同書、一三頁。
- (41) 同書、一三頁。
- (42) 同書、一三頁。
- (43) 同書、一三頁。
- (44) 同書、一三頁。
- (45) 同書、一三頁。
- (46) 同書、一三頁。
- (47) 同書、一三頁。
- (48) 同書、一三頁。
- (49) 同書、一三頁。
- (50) 同書、一三頁。
- (51) 同書、一三頁。
- (52) 同書、一三頁。
- (53) 同書、一三頁。
- (54) 同書、一三頁。
- (55) 同書、一三頁。
- (56) 同書、一三頁。
- (57) 同書、一三頁。
- (58) 同書、一三頁。
- (59) 同書、一三頁。
- (60) 同書、一三頁。
- (61) 同書、一三頁。
- (62) 同書、一三頁。
- (63) 同書、一三頁。
- (64) 同書、一三頁。
- (65) 同書、一三頁。
- (66) 同書、一三頁。
- (67) 同書、一三頁。
- (68) 同書、一三頁。
- (69) 同書、一三頁。
- (70) 同書、一三頁。
- (71) 同書、一三頁。
- (72) 同書、一三頁。
- (73) 同書、一三頁。
- (74) 同書、一三頁。
- (75) 同書、一三頁。
- (76) 同書、一三頁。
- (77) 同書、一三頁。
- (78) 同書、一三頁。
- (79) 同書、一三頁。
- (80) 同書、一三頁。
- (81) 同書、一三頁。
- (82) 同書、一三頁。
- (83) 同書、一三頁。
- (84) 同書、一三頁。
- (85) 同書、一三頁。
- (86) 同書、一三頁。
- (87) 同書、一三頁。
- (88) 同書、一三頁。
- (89) 同書、一三頁。
- (90) 同書、一三頁。
- (91) 同書、一三頁。
- (92) 同書、一三頁。
- (93) 同書、一三頁。
- (94) 同書、一三頁。
- (95) 同書、一三頁。
- (96) 同書、一三頁。
- (97) 同書、一三頁。
- (98) 同書、一三頁。
- (99) 同書、一三頁。
- (100) 同書、一三頁。
- (101) 同書、一三頁。
- (102) 同書、一三頁。
- (103) 同書、一三頁。
- (104) 同書、一三頁。
- (105) 同書、一三頁。
- (106) 同書、一三頁。
- (107) 同書、一三頁。
- (108) 同書、一三頁。
- (109) 同書、一三頁。
- (110) 同書、一三頁。
- (111) 同書、一三頁。
- (112) 同書、一三頁。
- (113) 同書、一三頁。
- (114) 同書、一三頁。
- (115) 同書、一三頁。
- (116) 同書、一三頁。
- (117) 同書、一三頁。
- (118) 同書、一三頁。
- (119) 同書、一三頁。
- (120) 同書、一三頁。
- (121) 同書、一三頁。
- (122) 同書、一三頁。
- (123) 同書、一三頁。
- (124) 同書、一三頁。
- (125) 同書、一三頁。
- (126) 同書、一三頁。
- (127) 同書、一三頁。
- (128) 同書、一三頁。
- (129) 同書、一三頁。
- (130) 同書、一三頁。
- (131) 同書、一三頁。
- (132) 同書、一三頁。
- (133) 同書、一三頁。
- (134) 同書、一三頁。
- (135) 同書、一三頁。
- (136) 同書、一三頁。
- (137) 同書、一三頁。
- (138) 同書、一三頁。
- (139) 同書、一三頁。
- (140) 同書、一三頁。
- (141) 同書、一三頁。
- (142) 同書、一三頁。
- (143) 同書、一三頁。
- (144) 同書、一三頁。
- (145) 同書、一三頁。
- (146) 同書、一三頁。
- (147) 同書、一三頁。
- (148) 同書、一三頁。
- (149) 同書、一三頁。
- (150) 同書、一三頁。
- (151) 同書、一三頁。
- (152) 同書、一三頁。
- (153) 同書、一三頁。
- (154) 同書、一三頁。
- (155) 同書、一三頁。
- (156) 同書、一三頁。
- (157) 同書、一三頁。
- (158) 同書、一三頁。
- (159) 同書、一三頁。
- (160) 同書、一三頁。
- (161) 同書、一三頁。
- (162) 同書、一三頁。
- (163) 同書、一三頁。
- (164) 同書、一三頁。
- (165) 同書、一三頁。
- (166) 同書、一三頁。
- (167) 同書、一三頁。
- (168) 同書、一三頁。
- (169) 同書、一三頁。
- (170) 同書、一三頁。
- (171) 同書、一三頁。
- (172) 同書、一三頁。
- (173) 同書、一三頁。
- (174) 同書、一三頁。
- (175) 同書、一三頁。
- (176) 同書、一三頁。
- (177) 同書、一三頁。
- (178) 同書、一三頁。
- (179) 同書、一三頁。
- (180) 同書、一三頁。
- (181) 同書、一三頁。
- (182) 同書、一三頁。
- (183) 同書、一三頁。
- (184) 同書、一三頁。
- (185) 同書、一三頁。
- (186) 同書、一三頁。
- (187) 同書、一三頁。
- (188) 同書、一三頁。
- (189) 同書、一三頁。
- (190) 同書、一三頁。
- (191) 同書、一三頁。
- (192) 同書、一三頁。
- (193) 同書、一三頁。
- (194) 同書、一三頁。
- (195) 同書、一三頁。
- (196) 同書、一三頁。
- (197) 同書、一三頁。
- (198) 同書、一三頁。
- (199) 同書、一三頁。
- (200) 同書、一三頁。
- (201) 同書、一三頁。
- (202) 同書、一三頁。
- (203) 同書、一三頁。
- (204) 同書、一三頁。
- (205) 同書、一三頁。
- (206) 同書、一三頁。
- (207) 同書、一三頁。
- (208) 同書、一三頁。
- (209) 同書、一三頁。
- (210) 同書、一三頁。
- (211) 同書、一三頁。
- (212) 同書、一三頁。
- (213) 同書、一三頁。
- (214) 同書、一三頁。
- (215) 同書、一三頁。
- (216) 同書、一三頁。
- (217) 同書、一三頁。
- (218) 同書、一三頁。
- (219) 同書、一三頁。
- (220) 同書、一三頁。
- (221) 同書、一三頁。
- (222) 同書、一三頁。
- (223) 同書、一三頁。
- (224) 同書、一三頁。
- (225) 同書、一三頁。
- (226) 同書、一三頁。
- (227) 同書、一三頁。
- (228) 同書、一三頁。
- (229) 同書、一三頁。
- (230) 同書、一三頁。
- (231) 同書、一三頁。
- (232) 同書、一三頁。
- (233) 同書、一三頁。
- (234) 同書、一三頁。
- (235) 同書、一三頁。
- (236) 同書、一三頁。
- (237) 同書、一三頁。
- (238) 同書、一三頁。
- (239) 同書、一三頁。
- (240) 同書、一三頁。
- (241) 同書、一三頁。
- (242) 同書、一三頁。
- (243) 同書、一三頁。
- (244) 同書、一三頁。
- (245) 同書、一三頁。
- (246) 同書、一三頁。
- (247) 同書、一三頁。
- (248) 同書、一三頁。
- (249) 同書、一三頁。
- (250) 同書、一三頁。
- (251) 同書、一三頁。
- (252) 同書、一三頁。
- (253) 同書、一三頁。
- (254) 同書、一三頁。
- (255) 同書、一三頁。
- (256) 同書、一三頁。
- (257) 同書、一三頁。
- (258) 同書、一三頁。
- (259) 同書、一三頁。
- (260) 同書、一三頁。
- (261) 同書、一三頁。
- (262) 同書、一三頁。
- (263) 同書、一三頁。
- (264) 同書、一三頁。
- (265) 同書、一三頁。
- (266) 同書、一三頁。
- (267) 同書、一三頁。
- (268) 同書、一三頁。
- (269) 同書、一三頁。
- (270) 同書、一三頁。
- (271) 同書、一三頁。
- (272) 同書、一三頁。
- (273) 同書、一三頁。
- (274) 同書、一三頁。
- (275) 同書、一三頁。
- (276) 同書、一三頁。
- (277) 同書、一三頁。
- (278) 同書、一三頁。
- (279) 同書、一三頁。
- (280) 同書、一三頁。
- (281) 同書、一三頁。
- (282) 同書、一三頁。
- (283) 同書、一三頁。
- (284) 同書、一三頁。
- (285) 同書、一三頁。
- (286) 同書、一三頁。
- (287) 同書、一三頁。
- (288) 同書、一三頁。
- (289) 同書、一三頁。
- (290) 同書、一三頁。
- (291) 同書、一三頁。
- (292) 同書、一三頁。
- (293) 同書、一三頁。
- (294) 同書、一三頁。
- (295) 同書、一三頁。
- (296) 同書、一三頁。
- (297) 同書、一三頁。
- (298) 同書、一三頁。
- (299) 同書、一三頁。
- (300) 同書、一三頁。
- (301) 同書、一三頁。
- (302) 同書、一三頁。
- (303) 同書、一三頁。
- (304) 同書、一三頁。
- (305) 同書、一三頁。
- (306) 同書、一三頁。
- (307) 同書、一三頁。
- (308) 同書、一三頁。
- (309) 同書、一三頁。
- (310) 同書、一三頁。
- (311) 同書、一三頁。
- (312) 同書、一三頁。
- (313) 同書、一三頁。
- (314) 同書、一三頁。
- (315) 同書、一三頁。
- (316) 同書、一三頁。
- (317) 同書、一三頁。
- (318) 同書、一三頁。
- (319) 同書、一三頁。
- (320) 同書、一三頁。
- (321) 同書、一三頁。
- (322) 同書、一三頁。
- (323) 同書、一三頁。
- (324) 同書、一三頁。
- (325) 同書、一三頁。
- (326) 同書、一三頁。
- (327) 同書、一三頁。
- (328) 同書、一三頁。
- (329) 同書、一三頁。
- (330) 同書、一三頁。
- (331) 同書、一三頁。
- (332) 同書、一三頁。
- (333) 同書、一三頁。
- (334) 同書、一三頁。
- (335) 同書、一三頁。
- (336) 同書、一三頁。
- (337) 同書、一三頁。
- (338) 同書、一三頁。
- (339) 同書、一三頁。
- (340) 同書、一三頁。
- (341) 同書、一三頁。
- (342) 同書、一三頁。
- (343) 同書、一三頁。
- (344) 同書、一三頁。
- (345) 同書、一三頁。
- (346) 同書、一三頁。
- (347) 同書、一三頁。
- (348) 同書、一三頁。
- (349) 同書、一三頁。
- (350) 同書、一三頁。
- (351) 同書、一三頁。
- (352) 同書、一三頁。
- (353) 同書、一三頁。
- (354) 同書、一三頁。
- (355) 同書、一三頁。
- (356) 同書、一三頁。
- (357) 同書、一三頁。
- (358) 同書、一三頁。
- (359) 同書、一三頁。
- (360) 同書、一三頁。
- (361) 同書、一三頁。
- (362) 同書、一三頁。
- (363) 同書、一三頁。
- (364) 同書、一三頁。
- (365) 同書、一三頁。
- (366) 同書、一三頁。
- (367) 同書、一三頁。
- (368) 同書、一三頁。
- (369) 同書、一三頁。
- (370) 同書、一三頁。
- (371) 同書、一三頁。
- (372) 同書、一三頁。
- (373) 同書、一三頁。
- (374) 同書、一三頁。
- (375) 同書、一三頁。
- (376) 同書、一三頁。
- (377) 同書、一三頁。
- (378) 同書、一三頁。
- (379) 同書、一三頁。
- (380) 同書、一三頁。
- (381) 同書、一三頁。
- (382) 同書、一三頁。
- (383) 同書、一三頁。
- (384) 同書、一三頁。
- (385) 同書、一三頁。
- (386) 同書、一三頁。
- (387) 同書、一三頁。
- (388) 同書、一三頁。
- (389) 同書、一三頁。
- (390) 同書、一三頁。
- (391) 同書、一三頁。
- (392) 同書、一三頁。
- (393) 同書、一三頁。
- (394) 同書、一三頁。
- (395) 同書、一三頁。
- (396) 同書、一三頁。
- (397) 同書、一三頁。
- (398) 同書、一三頁。
- (399) 同書、一三頁。
- (400) 同書、一三頁。
- (401) 同書、一三頁。
- (402) 同書、一三頁。
- (403) 同書、一三頁。
- (404) 同書、一三頁。
- (405) 同書、一三頁。
- (406) 同書、一三頁。
- (407) 同書、一三頁。
- (408) 同書、一三頁。
- (409) 同書、一三頁。
- (410) 同書、一三頁。
- (411) 同書、一三頁。
- (412) 同書、一三頁。
- (413) 同書、一三頁。
- (414) 同書、一三頁。
- (415) 同書、一三頁。
- (416) 同書、一三頁。
- (417) 同書、一三頁。
- (418) 同書、一三頁。
- (419) 同書、一三頁。
- (420) 同書、一三頁。
- (421) 同書、一三頁。
- (422) 同書、一三頁。
- (423) 同書、一三頁。
- (424) 同書、一三頁。
- (425) 同書、一三頁。
- (426) 同書、一三頁。
- (427) 同書、一三頁。
- (428) 同書、一三頁。
- (429) 同書、一三頁。
- (430) 同書、一三頁。
- (431) 同書、一三頁。
- (432) 同書、一三頁。
- (433) 同書、一三頁。
- (434) 同書、一三頁。
- (435) 同書、一三頁。
- (436) 同書、一三頁。
- (437) 同書、一三頁。
- (438) 同書、一三頁。
- (439) 同書、一三頁。
- (440) 同書、一三頁。
- (441) 同書、一三頁。
- (442) 同書、一三頁。
- (443) 同書、一三頁。
- (444) 同書、一三頁。
- (445) 同書、一三頁。
- (446) 同書、一三頁。
- (447) 同書、一三頁。
- (448) 同書、一三頁。
- (449) 同書、一三頁。
- (450) 同書、一三頁。
- (451) 同書、一三頁。
- (452) 同書、一三頁。
- (453) 同書、一三頁。
- (454) 同書、一三頁。
- (455) 同書、一三頁。
- (456) 同書、一三頁。
- (457) 同書、一三頁。
- (458) 同書、一三頁。
- (459) 同書、一三頁。
- (460) 同書、一三頁。
- (461) 同書、一三頁。
- (462) 同書、一三頁。
- (463) 同書、一三頁。
- (464) 同書、一三頁。
- (465) 同書、一三頁。
- (466) 同書、一三頁。
- (467) 同書、一三頁。
- (468) 同書、一三頁。
- (469) 同書、一三頁。
- (470) 同書、一三頁。
- (471) 同書、一三頁。
- (472) 同書、一三頁。
- (473) 同書、一三頁。
- (474) 同書、一三頁。
- (475) 同書、一三頁。
- (476) 同書、一三頁。
- (477) 同書、一三頁。
- (478) 同書、一三頁。
- (479) 同書、一三頁。
- (480) 同書、一三頁。
- (481) 同書、一三頁。
- (482) 同書、一三頁。
- (483) 同書、一三頁。
- (484) 同書、一三頁。
- (485) 同書、一三頁。
- (486) 同書、一三頁。
- (487) 同書、一三頁。
- (488) 同書、一三頁。
- (489) 同書、一三頁。
- (490) 同書、一三頁。
- (491) 同書、一三頁。
- (492) 同書、一三頁。
- (493) 同書、一三頁。
- (494) 同書、一三頁。
- (495) 同書、一三頁。
- (496) 同書、一三頁。
- (497) 同書、一三頁。
- (498) 同書、一三頁。
- (499) 同書、一三頁。
- (500) 同書、一三頁。



一) 参照。

- (48) 森宣次郎、『排日の秘幕』、一九二八年、大連大阪屋、四三頁。  
(49) 尾形洋一「一九二七年の臨江日本領事館設置事件」、《東洋学報》60(1・2)、一九七八年一月、一三三頁参照。  
(50) 前掲、『排日の秘幕』、四七頁。他に大連商業会議所編、『奉天に於ける排日運動』、一九二七年、二三頁。  
(51) 全滿日本人大會編、『奉天軍閥の不法行為』、一九二七年、一〇頁。  
(52) 前掲、『排日の秘幕』、五一頁。  
(53) 前掲、『評伝吉田茂』、二六七頁。  
(54) 前掲、『排日の秘幕』、五七頁。  
(55) 前掲、『東北官憲所発排日法令輯』、参照。  
(56) 上村伸一「中國ナシヨナリズムと日華關係の展開」、鹿島平和研究所編『日本外交史17』、一九七四年、二二五頁参照。  
(57) 臼井勝美『日中外交史―北伐の時代―』、稿書房、一九七一年、八五頁。なお、張作霖と山本との間の直談判の様子を伝える文献が多く発表されてきた。ここでは次の文献を参照した。原安三郎『山本条太郎』、時事通信社、一九六五年、二二六―二二九頁。馬場伸也『滿州事変への道―幣原外交と田中外交―』、中公新書、一九七二年、二〇五頁。  
(58) 許介麟『中國人の視座から―近代日本論』、そして、一九七七年、一三三七頁。  
(59) 前掲、『日中外交史―北伐の時代―』、一一七頁。  
(60) 山浦貫一編修、『森恪』、高山書院、一九四一年、六二五頁。  
(61) 李劍農『中山出世後中國六十年大事記』、上海太平書店、一九二七年、七二三頁に「正太彰德兩路、已停止攻擊、國內政治

但願國民有公正之裁決、斷不作無謂之堅持、是非聽諸世論」が收められている。

- (62) 『日本外交年表』、下巻、一一六頁。  
(63) 前掲、『森恪』、六三一頁。  
(64) 前掲、『中國ナシヨナリズムと日華關係の展開』、二五七頁。他に、対支功勞者伝記編纂會、『対支回顧録』、一九三六年、上巻、五八三頁。  
(65) 上村前掲論文、二五九頁参照。  
(66) 河本大作、「私は張作霖を殺した」、《文藝春秋》、一九五四年二月号。  
(67) 林久治郎『滿州事変と奉天総領事』、原書房、一九七八年、一六〇頁。  
(68) 前掲、『日本と滿蒙』、一二三―一三二頁。吉田は打通線・吉海線の建設に対して、張作霖あての抗議文の中にしばしば「条約無視」という用語を使用した。  
(69) 沈雲龍『近代史料考釈』、(第三集、伝記文学出版社、一九七〇年)、二五頁。同氏は「張作霖坐鎮辺疆十餘年、於北京政府頗長莫及之際、周旋心付、不亢不卑、終其治奉之日、未聞其向日俄締結任何喪權辱國之密約、此可見其交隣有道之一班。……張氏雖讀書無多、又欠乏現代知識、而於弱國外交之方針、頗能得其要、亦見其聰明畢竟有過人之處」、と指摘している。また、丁中江『北洋軍閥史話』(第四集、春秋雜誌社、一九七七年、六三八―九頁)に、次のように評している。「張作霖雖出身綠林、沒有說過書、可是深知國家民族大義、他不肯作日本傀儡是他致死的最大原因、因張未能執行所謂『二十一条中有閩南滿・東蒙古農工業的中日新約』部分、日人雖在北京向袁世凱敲詐成

功、但在東北現場、對於張作霖曾經過多年交涉、終未達成所願。吉敦路雖然修成、而東北本身、亦自修瀋海路、四洮路、打虎山路、打通平瀋路（當時叫京奉路）、以對付之、至於商租雜居、始終成為懸案」。

（り みる 正眼短期大学教授）